

平成 20 年 5 月 20 日

各 位

会 社 名	ユナイテッド・テクノロジー・ホールディングス株式会社
代 表 者 名	代 表 取 締 役 社 長 若 山 陽 一
コ ー ド 番 号	2 1 4 6
問 合 せ 先	取 締 役 社 長 室 長 島 田 恭 介
電 話 番 号	03(5447)1710

グッドウィル・グループ株式会社「特別委員会からの中間答申の受領についてのお知らせ」について

本日、グッドウィル・グループ株式会社（以下、「GWG 社」といいます。）が開示された「特別委員会からの中間答申の受領についてのお知らせ」（以下「プレスリリース」）に関する当社の見解をお知らせいたします。

記

プレスリリース中の特別委員会の答申において、当社の提案が当社の利益のみを図ろうとするものであるかのような指摘がなされておりました。

しかし、当社は、GWG 社に対し、財務リストラクチャリングを維持しつつ、GWG 社の企業価値をより高めるべく、当社として採り得る最大限の提案を行うとともに、これに見合う対価の検討の願いをしてきたに過ぎません（詳細は平成 20 年 5 月 1 日に当社が開示した「グッドウィル・グループ株式会社「ユナイテッド・テクノロジー・ホールディングス株式会社との資本・業務提携の打ち切りについてのお知らせ」（添付資料 1）をご覧ください。）。当該特別委員会の中間答申と当社の認識及び意図との間には大きな隔たりがあり、特別委員会の当該答申は、客観的な事実関係を正確に認識された上でなされているのかについて重大な疑義があります。

また、GWG 社の本件臨時株主総会においては、当社は、十分な検討を行ったうえで一株主の立場として適切と判断される議決権行使をする所存であります。GWG 社の本件臨時株主総会に上程されている議案につきましては、A 種優先株式の発行議案における優先株の転換価格が 9,000 円であることなど株主の視点からの疑問点につきましては、当社が本日当社ホームページにて開示させていただいた「グッドウィル・グループ株式会社の臨時株主総会に対する質問書送付のお知らせ（添付資料 2）」に記載させていただいたとおりであります。

当社としましては、この質問書に基づく質問に対して GWG 社から十分な回答を頂いた上で真摯に検討し、議決権を行使したいと考えております。

以 上

(添付資料 1)

グッドウィル・グループ株式会社「ユナイテッド・テクノロジー・ホールディングス株式会社との資本・業務提携の打ち切りについてのお知らせ」について

本日、グッドウィル・グループ株式会社が開示された「ユナイテッド・テクノロジー・ホールディングス株式会社との資本・業務提携の打ち切りについてのお知らせ」(以下「プレスリリース」)に関する当社の見解をお知らせいたします。

記

当社は、本日すでに開示したとおりグッドウィル・グループ株式会社(以下「GWG」)との事業提携・資本提携の締結を断念いたしました。当社としては、当社の提案した事業提携・資本提携案は GWG 社の企業価値向上に寄与するのみならず業界全体の健全化にも資するものと確信しており、今後も当社と GWG 社との交渉の中で、その内容をさらに実効性の高いものへとしていくことができるものと期待しておりましたので、GWG 社から突如交渉打ち切りの意向を頂戴し、誠に残念であります。

またプレスリリースにおいては、当社の提案は「会社法上禁止されている株主の権利行使に関する利益供与の要求行為に該当する内容を含む」との指摘がありました。しかし、当社は、GWG 社に対し、GWG 社の企業価値を高めるべく当社として採り得る最大限の提案を行うとともに、これに見合う対価のご検討を要請してきたに過ぎず、GWG 社に対し不当な利益供与の要求はしておりません。当社と GWG 社との協議は各種法令を遵守した上で行っており、株式の買い増しを行わない等、GWG 社からの要請に従い、誠実に対応させていただきましたが、GWG 社がかかるプレスリリースを行ったことは、誠に遺憾でございます。

以下 GWG 社の違法性に関する指摘事項と当社の見解について具体的にご説明いたします。

① 当社が提案した事業提携・資本提携の概要

当社は、現在 GWG 社が計画している再建案を前提としつつ、GWG 社の企業価値向上に寄与するのみならず業界全体の健全化にも資するために、事業提携・資本提携に関する提案を行って参りました。

後述のとおり、GWG 社が予定している A 種優先株式の発行議案については、優先株の転換価額が 9,000 円であることをはじめとして、株主の視点からは疑問点がないとはいえません。しかし、当社は、GWG 社の再建案について最大限尊重し、当該再建案を前提とした上で、さらなる企業価値向上をめざすものとして、事業提携・資本提携に関する提案を行ってきたものであります。

また、事業提携・資本提携に関する提案内容につきましても、GWG 社の企業価値向

上を目的とする以上、当社が GWG 社に対し十分な対価を提供する内容となっており、GWG 社に対する不当な利益供与の要求はしておりません。

② 新株予約権の当社への割当てについて

当社は、GWG 社の企業価値を向上させるため、当社の抱えている受注残を GWG 社へご紹介することによる GWG 社の人的資源の有効活用、また、当社が積極的に推進している半導体製造工場の海外への移設事業等を通じた事業提携の価値の増分を評価して、GWG 社の企業価値が理論的には 185 億円から 215 億円程度上昇するとのご提案をいたしました。その上でその事業支援の対価として、新株予約権の供与をご提案しました。当該事業支援による事業価値増加額は、新株予約権の価値をはるかに上回るものであり、新株予約権の対価としては十分に大きいと考えておりましたが、見解の相違があり、合意にいたりませんでした。そこで当社は、その案に拘泥することなく、GWG 社のご要請であった信用補完を含む新提案を提示しました。

③ 子会社株の譲渡について

当社は、GWG 社から資金提供の要望を受けたため、前記新株予約権の付与の提案を断念する代わりに、当社との連携見込みが高い(株)バンテクノ及び(株)ティエスティの 2 社を買い取ることを GWG 社幹部に打診いたしました。

そうしたところ、同幹部より検討する余地があるので具体的な提案を提示して欲しいとの要請を受け、当社としては両社あわせて 50 億円から 70 億円の株式価値であると評価し、提案いたしました。これは、当社が保有する限られた資料を前提に、両社の保有する剰余現金を GWG 社に配当した後に、業界同業他社比較法の中位値を適用したものが 70 億円であり、50 億円は GWG 社の経営リスクを織り込んで評価したものです。株式価値の評価に際しては、対象会社 2 社の直近財務諸表が開示されていない状況で、財務諸表を当社として推定した上で計算したもので、交渉における最初の仮価格として提案したものです。仮に、本提案の価格に関して、GWG 社から 2 社の株式価値が提示価格より高いと 2 社の直近財務諸表等に基づき説明をいただけたなら、より適正な株式価値のご提示を行う用意がありました。4 月 29 日にこの提案を行った後、30 日には GWG 社から交渉打ち切りとなり、価格を含む諸条件について交渉する機会を与えていただけませんでした。かかる状況でありながら、「第三者との間の合理的な取引ではありえないような低廉な価格」とのご指摘は、誠に残念であり、ましてや「大株主としての力を背景に中核事業の売却を迫る」などということとはございません。

④ 株主としての当社の見解について

上述のとおり、当社は、GWG 社の再建案について最大限尊重し、当該再建案を前提とした上で、さらなる企業価値向上をめざすものとして、事業提携・資本提携に関する提案を行ってまいりました。しかし、GWG 社が予定している A 種優先株式の発行議案については、優先株の転換価額が 9,000 円であることをはじめとして、株主の視点からは疑問点がないとはいえません。特に、当該優先株式の転換価額 9,000 円は、いずれも募集決議日である同年 3 月 11 日の社 GWG 社株価に照らして過度に安価であり、「特に有利な金額」に該当すると認識しております。また、今後の事業再生計画、資



金繰等の情報が開示されず、第三者の評価書も存在しているか否かわからない状況では、9,000円の転換価額が妥当か否か判断がつかかねる状況でございます。

今後の方針につきましては、諸事情を勘案し慎重に決定して参りたいと存じますが、これまでの高付加価値路線を一層強化し、株主、お客様、従業員をはじめとする全てのステークホルダーの皆様のご期待に沿えるよう邁進する所存でございます。

以上

(添付資料 2)

グッドウィル・グループ株式会社の臨時株主総会に対する質問書送付のお知らせ

当社は平成 20 年 5 月 23 日開催のグッドウィル・グループ株式会社臨時株主総会に対し、以下のとおり質問書を送付いたしましたので、お知らせいたします。

グッドウィル・グループ株式会社 臨時株主総会に対する質問書

拝啓

貴社ますますご盛栄のこととお喜び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、貴社に於かれましては、平成 20 年 5 月 23 日に臨時株主総会の開催を予定されていますが、本臨時株主総会において提案される第 1 号議案及び第 2 号議案の賛否を判断するため、株主として下記項目について理解しておくことが重要であると認識しております。

重要議案に関し、慎重に検討を行いたく存じますので、具体的にご回答いただきたくお願い申し上げます。なお、ご回答が不可能な場合は、その理由をご説明いただけますようお願いいたします。

敬具

記

1. 155 億円の債務の株式化 (DES) の合理性について

(1) Promontoria からの債務免除の可能性

貴社が財務リストラクチャリングの手段として提案している A 種優先株式の発行による DES は、株式の大幅な希薄化をまねくこととなり、既存株主に不利益の甘受を求めるものであります。

しかしながら、財務リストラクチャリングは、株主への負担を最小限にするべく検討されるべきであり、貴社の最大債権者であり A 種優先株式の割当先である Promontoria Investments I B.V. (以下、「Promontoria」といいます。) から債務免除を受け、DES の対象となる債務の金額をできるだけ小さくすることの検討が第一になされるべきであると考えます。

この点、当社は、貴社の前代表者であり現 GW Premier America, Inc. のアドバイザーである折口雅博氏及び有限会社折口総研 (以下「折口総研」といいます。) が、220 億円の債務免除を受けているとの情報を関係当事者から得ておりますが、事実でしょうか。仮に、折口雅博氏及び折口総研についての債務免除が認められたのであれば、貴社についても同様に債務免除を受けることが十分可能であると思料いた

します。

貴社は、Promontoria とこのような債務の減免に関する交渉をこれまでに行っていますでしょうか。行っている場合は、その交渉の経緯及び結果をご説明いただきたく存じます。

(2) 役員の実任負担による債務圧縮の可能性

貴社が財務リストラクチャリングを余儀なくされたのは、介護事業での不正請求問題、派遣事業での二重派遣等の労働者派遣法違反などの重大なコンプライアンス違反による業績悪化の影響が大きく、この責任は、当時の代表者である折口雅博氏を始め旧経営陣が負担すべきであると考えます。

従いまして、貴社が既存株主に対し、A種優先株式の発行によるDESが引き起こす株式の大幅な希薄化という不利益の甘受を求めるのであれば、その前に、まず貴社が折口雅博氏を始め旧経営陣に対して責任を追及し、折口雅博氏を始め旧経営陣から私財の提供を受けることなどにより負債を返済し、DESの対象となる債務の金額をできる限り小さくすることが検討されるべきであるといえます。

155億円もの債務の株式化（DES）を検討する前に、まずは、折口雅博氏及び折口総研が保有するグッドウィル・グループ株を含む資産を売却させることなどによる責任負担を求めることが必要であると思料いたしますが、貴社はこのような行動をとられていますでしょうか。既にこのような行動をとられている場合はその具体的内容及び現状を、とられていない場合はその理由をご説明いただきたく存じます。

(3) 自己資金の活用による債務圧縮の可能性

半期報告書によれば、貴社には596億円の現金同等物があり、これらを返済に回すことを優先的に検討すべきであると思料いたしますが、これらの全部又は一部は返済に充てられていますでしょうか。返済に充てられている場合はその金額及びその金額の根拠を、返済に充てられていない場合はその理由をご説明いただきたく存じます。

2. 優先株に付された取得請求権の対象となる普通株式の取得価額について

A種優先株式には、普通株式を対価とする取得請求権が付与され、この取得請求権の当初取得価額は9,000円とされています。

貴社は、平成20年3月11日付のプレスリリースにおいて、当該金額の根拠について、同年4月25日決議の普通株式の発行価額と同様、当該株式発行にかかる取締役会決議の直近取引日までの2ヶ月（平成20年1月11日から平成20年3月10日）の東京証券取引所における貴社株価終値の平均値を参考とし、子会社コムスン等介護・介護関連事業からの撤退や子会社グッドウィルにおける労働者派遣法違反にかかる行政処分を受けている等の貴社を取り巻く事業環境や業績を勘案して決定した旨を説明されております。

しかしながら、当該株式発行にかかる取締役会決議のなされた前日終値は23,400円であり、当初取得価格は当該価額の38%と極めて低額であります。また、当該取締役会決議から1ヶ月ないし6ヶ月について、1ヶ月ごとに期間をとった場合の貴

社株価の終値平均をみても、下表のとおり 2 ヶ月の終値平均だけが格段に低くなっております。

※ 各期間における平均価格

期間	始期	終値平均	9,000 円 / 終値平均
1 日	3 月 10 日	23,400	0.3846
1 か月	2 月 12 日	12,566	0.7162
2 か月	1 月 11 日	9,813	0.9171
3 か月	12 月 11 日	12,825	0.7017
4 か月	11 月 12 日	16,168	0.5566
5 か月	10 月 11 日	17,759	0.5067
6 か月	9 月 11 日	17,650	0.5099

また、介護・介護関連事業からの撤退は、平成 19 年 7 月に方針決定がなされ、同年 12 月 3 日にはコムスの事業移管が完了したとの公表をしていること、並びに子会社グッドウィルの行政処分についての通知を受けたのは平成 19 年 12 月 22 日であり、平成 20 年 6 月期の業績及び配当の下方修正を発表したのが同月 25 日であることから、2 ヶ月という期間の設定の合理性について十分な説明がなされているとはいえない状況にあります。

以上より、当初取得価額 9,000 円で普通株式の取得請求権を付した A 種優先株式の発行は、既存株主の株式価値を毀損させ、その分 Promontoria を利することになると解さざるを得ませんが、このような取得価額での取得請求権を付した優先株式を発行することとした根拠、及び当該優先株式の発行による既存株主の株式価値への影響についての貴社のお考えを教えてくださいと存じます。また、当該優先株式の価値に関する第三者の評価書等を取得されている場合は、開示をお願いいたします。

3. 第三者割当による A 種優先株式の募集決議の公正性等について

平成 20 年 5 月 1 日に Promontoria より提出された大量保有報告書には、Promontoria と折口雅博氏及び折口総研との間で議決権の共同行使の合意があることの記載があります。また、当社は、Promontoria の取得・保有する貴社株式について、将来折口雅博氏及び折口総研が第一買取交渉権を持つとの情報を関係当事者から得ておりますが、事実でしょうか。仮に、事実といたしますと、今回の優先株式の発行により利益を受けるのは Promontoria のみならず、折口雅博氏及び折口総研も含まれることとなります。

本総会における Promontoria、折口雅博氏及び折口総研の議決権を合わせると、合計で全体の約 40% となり、優先株の発行により利得を受ける者が株主総会の議決権の多数を保有していることとなりますが、このような状況下で行われる株主総会決議は、その決議の公正性に疑義があると解さざるを得ません。

また、上記の合意を前提といたしますと、将来、優先株式の転換により大量に発行さ

れることになる普通株式についても、折口雅博氏又は折口総研が取得する可能性があるといえます。この場合、貴社が「The Goodwill Group, Inc. “Revival Plan 2012”」にて表明されておられるコンプライアンスの徹底についても、その実効性に疑義が生じます。

以上より、株主総会決議の公正性を確保する観点、及び貴社が目指すコンプライアンスの徹底という観点から、Promontoria と折口雅博氏及び折口総研との間の貴社株式の第一買取交渉権に関する合意を解消させるべきであると考えますが、この点に関する貴社のお考えをご説明いただきたく存じます。

以 上